

新宿国際交流学院

Shinjuku International Exchange School

<学 則>

School Policy and Rules



興学社学園

Kohgakusha Academy

新宿国際交流学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 新宿国際交流学院（以下、「本校」という。）は、日本語教育を必要とする外国人に対し、日本語能力の育成及び日本社会に関する理解を深める教育を行うと共に、主体的に学ぶ姿勢を養い、高等教育機関への進学及び社会生活に必要な高度な日本語能力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 本校は「新宿国際交流学院」といい、東京都新宿区百人町一丁目22番25号に置く。

第2章 教育課程

(教育課程)

第3条 本校の教育課程、コース名、修業期間及び収容定員は次のとおりとする。

教育課程	コース名	修業期間	収容定員	総定員
留学過程	進学2年コース	2年	114名	176名
	進学1.9年コース	1年9箇月	26名	
	進学1.6年コース	1年6箇月	36名	

(始期・終期)

第4条 本校の各コースは4月・7月・10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

第1学期：4月1日から6月30日まで

第2学期：7月1日から9月30日まで

第3学期：10月1日から12月31日まで

第4学期：1月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 本校の休業日は次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 夏季・冬季・春季休業（カレンダーで指定する。）

2 教育上必要であり、かつやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

3 災害時その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時休校となる場合がある。

第3章 教育内容及び教員組織

(教育内容)

第6条 本校の教育課程は日本語科目及び総合活動により編成する。

2 日本語科目は次の授業科目により構成する。

日本語総合 {言語知識／聞く／読む／話す（やりとり・発表）／書く}

漢字

読解

聴解

3 本校は、日本語能力の向上に加え、日本社会への理解及び地域社会との共生を目的として総合活動を実施する。

(授業)

第7条 授業は次に掲げる各号のとおり実施する。

(1) 年間授業日数 192日

(2) 年間授業時間数 768時間

(3) 授業時間帯

午前クラス 9時00分から12時15分まで

午後クラス 13時00分から16時15分まで

(4) 授業は1コマ90分とし、1日2コマ実施する。

(クラス編成・クラス分け)

第8条 在籍クラスはプレイスメントテストの結果や日本語学習歴などによって決定する。在籍期間中は各学期の定期試験の結果や成績により、クラスを見直す場合がある。

2 原則として学期途中にクラスの変更はできない。

3 生徒の個人的な理由によるクラスの変更はできない。特別な状況があった場合のみ、校長の判断により新学期時に調整することがある。

(学習評価)

第9条 学習の評価は授業科目ごとに割り当てられた各種課テスト、各学期の期末試験及び提出物により、形成的及び総括的評価の観点から評価する。

2 評価割合は各種課テストが3割、期末試験が7割とする。また、各科目の評価割合は次のとおりとする。

日本語総合	言語知識	20%
	聞く	10%
	読む	10%
	書く	10%
	話す(やりとり)	25%
漢字	話す(発表)	25%
	読む	60%
	書く	40%

3 読解、聴解、総合活動の評価割合は次のとおりとする。

読解／聴解	中間試験	30%
	期末試験	70%
総合活動	提出物(2回)	50%
	発表(1回)	50%

4 進学コースの生徒の成績表、出席状況報告書は保護者にも郵送し、報告することがある。

(卒業の認定及び手続)

第10条 校長は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者に対して、卒業証書を授与する。

(1) 当該年度の卒業対象者であり、コース満了まで在籍していること。

(2) 出席率が通算85%以上であること。

(3) 全ての学期の全科目の成績評価が【A・B・C・D】の4段階中、C以上であること。ただし、F評価は補講及び課題を課し合格とする場合がある。

2 第3条に定める教育課程を修了していない者、自主退学、退学処分及び除籍処分になった者に対しては、卒業証書を発行しない。

3 卒業時には、次の各号に掲げる手続を経ること。

(1) 学生証及び本校からの貸与品等を返却すること。卒業時、学生証の返却をもって卒業証書を授与する。

(2) 進学する場合は、進学先の合格通知書及び入学許可書を提出すること。帰国する場合は、帰国後に出入国の記録記載があるページの旅券(パスポート)の写しを本校に送付すること。

(教職員組織)

第11条 本校は、次の各号に掲げる教職員を配置する。

(1) 校長

(2) 副校長

(3) 主任教員

(4) 教員

(5) 生活指導担当者

(6) 事務職員

2 前項の他、校長の判断により必要な教職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 進学支援

(進学支援)

第12条 本校は、生徒一人ひとりの希望に応じた進路指導を行い、専門学校その他の高等教育機関への進学を支援する。

2 進学時に本校の推薦書が必要な場合は、次の各号に掲げる条件を全て満たす必要がある。

(1) 当該年度の卒業対象者であること

(2) 通算出席率が95%以上であること

(3) 直近の学期の成績が全てB評価以上であること

第5章 入学・退学・その他

(入学資格及び入学方法)

第13条 本校の進学コースの入学資格は、次の各号に掲げる条件を全て満たしていることとする。

- (1) 原則として年齢が18才以上25歳以下の者
 - (2) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
 - (3) 正当な手続によって日本への入国を許可された者又は許可の見込みがある者
 - (4) 日本での留学生活に必要な経費を支弁できる者を有する者
 - (5) 心身ともに健康で、日本での進学を希望する者
- 2 本校へ入学を希望する者は、書類選考及び面接に合格しなければならない。
- 3 履修生コースの入学資格は、日本滞在の査証（ビザ）を有する者とする。

(入学時期)

第14条 本校の進学コースへの入学は年3回とし、その時期は4月・7月・10月とする。履修生は随時入学可能とする。

(入学手続)

第15条 本校の進学コースの入学する者は、次の各号を提出するものとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書に必要な事項を記載し、指定期日までに提出しなければならない。
 - (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
 - (3) 本校に入学許可された者は、指定期日までに第19条に定める生徒納付金を納め、入学の手続をしなければならない。
- 2 進学コースの必要書類
- (1) 入学願書（本校所定様式）
 - (2) 履歴書（本校所定様式）
 - (3) 証明写真8枚（縦4cm×横3cm、3箇月以内に撮影したもの）
 - (4) 最終卒業学校の卒業証書（原本のみ、写し不可）
 - (5) 最終卒業学校の成績証明書（原本のみ、写し不可）
 - (6) 中国出身者に関しては、中国教育部発行の高考（全国統一模試）の成績証明書（受験した者のみ）
 - (7) 日本語能力試験N5以上又は同等レベルの日本語試験の合格証明書、及び日本語学習証明書
 - (8) 旅券（パスポート）の写し
 - (9) 志願者と経費支弁者の関係を証明するもの（戸籍謄本等）
 - (10) 経費支弁書（本校所定様式）
 - (11) 在学中の高等教育機関の在学証明書（大学、短期大学、専門学校又は大学院等に在籍している者）
ただし、高等学校在学中の者は卒業見込証明書
 - (12) 経費支弁者の預金残高証明書（原本のみ、写し不可）
 - (13) 経費支弁者の過去3年の預金履歴記録（預金通帳の写し等）
- 3 履修生コースする者は、次の各号を提出するものとする。
- (1) 入学願書（本校所定様式）
 - (2) 旅券（パスポート）又は在留カードの写し
 - (3) 証明写真1枚（縦4cm 横3cm3箇月以内に撮影したもの）

(クーリング・オフ制度)

第16条 本校に入学しようとする者が前条に定める入学手続を経て入学許可書を受領した日から8日以内に書面による入学辞退を申し出た場合は、本校は、クーリング・オフ制度を適用し、納入金があるときはこれを返還する。

(休学・復学)

第17条 生徒が疾病その他のやむを得ない事由によって長期間休学しようとする場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に、診断書その他の本校が指定する必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第18条 生徒が他の教育機関への転学を希望する場合は、所定の転学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

- 2 本校は、生徒が病気、経済的事情又は進路変更その他のやむを得ない理由により学習の継続が困難になったと判断した場合には、生徒本人の希望を尊重し、他の認定日本語教育機関その他の適切な教育機関への転学について相談及び必要な支援を行う。
- 3 転学に当たっては、生徒本人の同意を得た上で、法令及び関係規程に基づき、必要な学習状況その他の情報を転学先へ提供することができる。

(退学・除籍)

第19条 退学（中途解約）しようとする者は、退学届にその事由を記載し、校長の許可を得なければならない。また、学生証を返却することとする。

2 次に掲げる各号の一に該当する場合、口頭又は書面による注意・警告を経て、退学又は除籍処分とする。

- (1) 無断欠席が1週間以上継続したとき
- (2) 出席率が3箇月連続で90%未満となり、4箇月目に改善が見られないとき
- (3) 本校の規則を守らないとき
- (4) 定められた期日までに学費の納入が確認できないとき
- (5) 通算出席率が85%未満のとき
- (6) 成績がF評価で、かつ課題を達成できないとき
- (7) その他の法律、規則等に違反したとき

第6章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本校の進学コースの初年度生徒納付金は、次の各号に掲げるとおりとする。(税込)

- (1) 査証(ビザ)手数料 30,000 円
- (2) 書類翻訳費 15,000 円(必要な場合のみ)
- (3) 入学金 50,000 円
- (4) 学費(授業料) 720,000 円(年間)
- (5) 教材費 30,000 円
- (6) 施設費 36,000 円
- (7) 留学生保険 10,000 円

2 本校の進学コースの2年目の生徒納付金は、次のとおりとする。(税込)

コース	納付対象期間	授業料	施設費	教材費	留学生保険	合計
進学2年	1年	720,000 円	36,000 円	30,000 円	10,000 円	796,000 円
進学1.9年	9箇月	540,000 円	27,000 円	22,500 円	7,900 円	597,400 円
進学1.6年	6箇月	360,000 円	18,000 円	15,000 円	5,800 円	398,800 円

3 本校の履修生コースの生徒納付金は、次の各号のとおりとする。(税込)

- (1) 入学金 0 円
- (2) 教材費 実費
- (3) 学費(授業料) 50,000 円/月(施設費を含む。)3箇月一括払いの場合は140,000 円

(納入)

第21条 生徒納付金は所定の期日までに原則として一括払いで納入しなければならない。

- 2 新入学において、現地大使館で査証(ビザ)の交付が保留されていた場合の生徒納付金の発生は、在留資格認定証明書の取得に相当する学期の初日からとする。
- 3 生徒が休学した場合でも、生徒納付金は免除されない。
- 4 納入に掛かる手数料は生徒の負担とする。

(滞納)

第22条 生徒が正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、生徒納付金の納入期限を過ぎても納入せず、その後においても納入の見込みがない場合、校長は、当該生徒に対して除籍処分を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 納入された生徒納付金は、第16条に定めるクーリング・オフ制度を適用する場合を除き、原則として返還しない。ただし、新入学において、日本への入国を許可されなかった場合又は本人の都合により入学を辞退した場合は、学費等を返還することがある。なお、査証(ビザ)手数料及び入学金は、いかなる理由があっても返還しない。

- 2 次に掲げる各号の一に該当し、校長が相当と認めた場合は、未受講期間に相当する授業料その他の納付金の全部又は一部を返還することがある。
 - (1) 生徒本人の死亡又は重大な傷病により学習の継続が困難となったとき
 - (2) 天災、戦乱その他の本人の責めに帰すことのできない事由により学習の継続が困難となったとき
 - (3) 校長が特に返還を相当と認めたとき

第7章 学習奨励金・興学社奨学金

(学習奨励金・興学社奨学金)

第24条 校長は、在籍2年目の生徒であって、出席率95%以上かつ前年度の成績評価係数が2.30以上の者に対して、面接を実施の上、JASSO奨学金の推薦手続を行う。

- 2 学業や出席率優良者に対し、卒業時に興学社奨学金を贈呈する。
- 3 本条の学習奨励金は、履修生コースには適用されない。

第8章 健康管理

(健康診断)

第25条 本校は、生徒の健康管理及び疾病の早期発見を目的として、提携医療機関等において毎年度健康診断を実施する。

2 生徒は、学校が指定する健康診断を受診するものとする。

3 健康診断の結果、医療上の配慮が必要と認められる生徒に対しては、医療機関への受診勧奨その他の必要な支援を行う。

第9章 遵守事項

(遵守事項)

第26条 本校の生徒は、次に掲げる各号を守ること。

- (1) 休まずに毎日登校すること。やむを得ず欠席、遅刻する場合は必ず生徒本人が事前に本校に連絡をすること。1週以上の療養が必要な病気のときは、診断書を提出すること。
- (2) 出席率は可能な限り100%を目指すこと。
- (3) 授業中は携帯電話及びタブレット等の電子機器の使用は禁止とする。また、ゲーム、私語、居眠り、食事（ガムを含む。）、イヤホンの装着を禁止とする。飲料は机上に置かず、かばん等の中にしまうこと。
- (4) 校舎内外及び校舎周辺での喫煙は厳禁とする。
- (5) アルバイトをする場合は法定時間を厳守し、授業時間以外の時間帯で行うこと。
- (6) 教科書は毎日持ち帰ること。また、私物を学校内に放置しないこと。
- (7) 授業終了後は机と椅子を整頓し、ゴミを捨てること。
- (8) 授業期間中の一時帰国は認めない。ただし、本校が定める長期休暇期間内（夏季・冬季・春期休業）の一時帰国は認める。その場合は事前に「一時帰国届」と上記期間内の航空券の写しを提出すること。
- (9) 前各号を含め、その他の学校生活に関する規則について、入学時に配付する学生便覧をよく理解すること。

附則

1 本規則は、平成14年10月1日より施行する。

2 令和8年8月1日改定 施行後令和8年までの改定履歴を省略する。